

# 農地を無断で転用 してはいけません



無断転用は犯罪です！！



○無断転用事例  
＜残土置場＞



＜資材置場＞

農地を転用する場合には、

**農地法の許可が必要です。**

農地法の許可を受けず、

農地以外の用途(資材置場、駐車場、残土置場等)に使用した場合は、  
違反となります。

●違反者には厳しい措置がとられます。

農地法の罰則 法人：罰金1億円以下

個人：3年以下の懲役または罰金300万円以下

神奈川県 神奈川県農業会議 市町村農業委員会